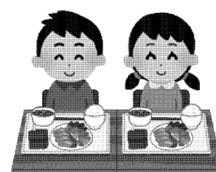


保護者の皆さまへ 児童手当からの申出徴収について

芦別市学校給食センター

芦別市では、市内の小学校・中学校において、児童生徒の心身の健全な育成と学校給食を通した日常生活における望ましい食習慣を育成するため、安全で栄養バランスのとれた食事を提供しております。

学校給食費を納付するなか、納め忘れてしまったとき、その納め忘れ分の学校給食費を児童手当から差し引いて納める制度があります。この制度は、保護者の皆さまが申出書を提出することで利用できますので、ご活用ください。



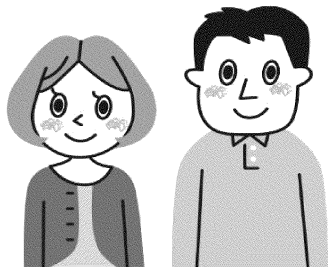
1 制度の概要

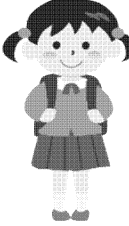

- (1) 納め忘れがない限り、児童手当から差し引きされることはありません。
- (2) 児童手当を受給される方から、申出書を提出していただく必要があります。
- (3) 申出は、希望により、変更・撤回することができます。
- (4) 未納分が解消されるまで、継続して差し引くことができます。
- (5) 児童手当から差し引きする額は、全部または一部で指定することができます。

2 支払いに充てることができる範囲と具体的な例

- (1) 支払いに充てることができる範囲について
支給される児童手当のすべての金額を費用の支払いに充てることができます。

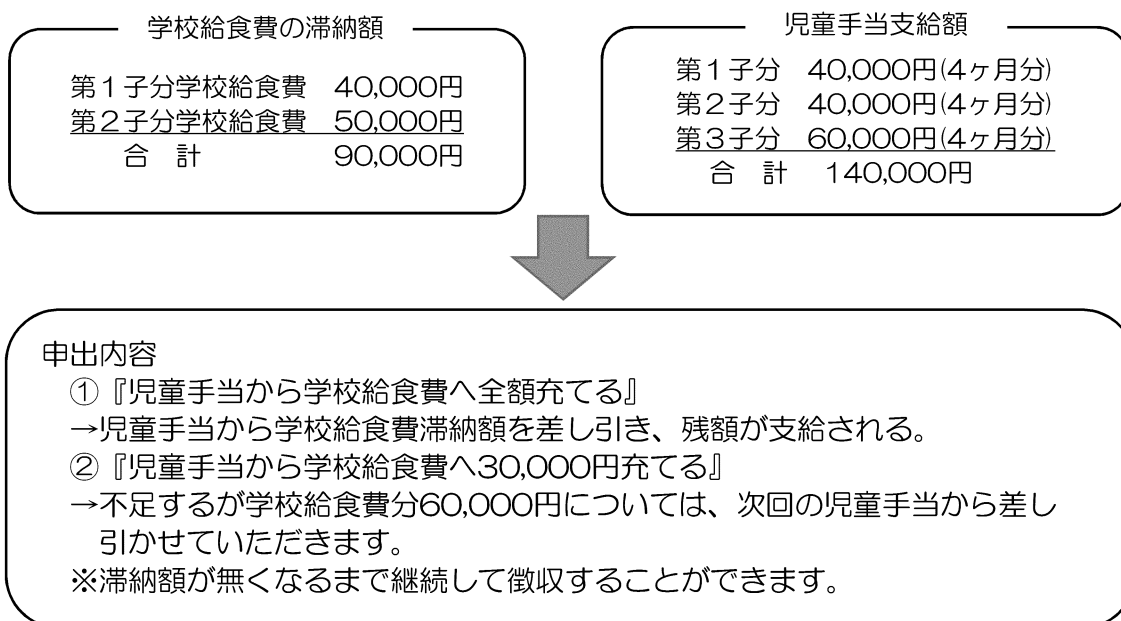
【例】 保護者（児童手当受給者）
第1子分の学校給食費
滞納額50,000円



第1子(8歳) 小学生 児童手当月額 10,000円	第2子(1歳) 保育所入所児童 児童手当月額 15,000円
	
手当支給額(4ヶ月分) 40,000円	手当支給額(4ヶ月分) 60,000円

- ※ 第1子分の児童手当だけでなく、第2子分児童手当も支払いに充てることができます。
- ※ 第1子分と第2子分の支給額を合わせて100,000円になり、滞納額全額50,000円の支払いが可能です。

(2) 具体的な例



2 申出書の提出方法

次の区分に従って提出してください。

No.	区分	提出先	提出時期
1	就学前	芦別市役所 福祉課福祉係	新入学時の保護者説明会
2	転入生		転入の手続き時
3	転出生		転出の手続き時
4	在校生		随時
5	卒業生		随時

3 その他

(1) 申出をいただいても、次に掲げる方は対象外となります。


- ①児童手当が職場から支給される公務員の方
- ②芦別市以外の市区町村から児童手当を支給されている方
- ③児童手当を支給されていない方

(2) 申出の時期により直近の児童手当からではなく、次回以降の児童手当から差し引きとなる場合があります。

お問い合わせ先

児童手当の支給等に関して
➡福祉課福祉係 TEL：27-7368

学校給食費の納付相談等に関して
➡各小・中学校
➡学校給食センター管理係 TEL：22-4418



整理番号

児童手当 特別給付 に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書

芦別市長 殿

私は、児童手当法第21条 第1項 第2項 の規定に基づき、芦別市長から支給を受ける児童手当等(児童手当及び特別給付をいいます。以下同様です。)の額から、以下の費用につき、当該児童手当等の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、令和 年 月分までの児童手当等から各費用の支払に充てるものとします。

※学校を卒業するまでの期間を希望することもできます。

徴収(支払)費用	
例1) 学校給食費	※金額の指定がない場合は、学校給食費へ全額充てることを希望しているものとして受付いたします。
例2) 児童手当から学校給食費へ全額充てる	
例3) 児童手当のうち38,400円を学校給食費へ充てる(4,800円×4ヵ月×2人分)	

令和 年 月 日

住所(法人である場合は、主たる事務所の所在地)

芦別市本町43番地

氏名(法人名等) 芦別 太郎 (印)

児童の氏名 芦別 一郎

芦別 花子

※児童手当の対象となっている複数の児童分を希望することができます。